

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年五月十日認可した。

令和六年五月十七日

一 名称

嵐山南部土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町

埼玉県知事 大野元裕

次